



④ 水道・下水道

●水道料金・水道加入金

料	金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編して いきます。
支	払	変更ありません。

●下水道使用料・受益者負担金

料	金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編して いきます。
支	払	変更ありません。

●農業集落排水施設使用料・受益者分担金

料	金	合併前の西方町と同じです。 ただし、現在の栃木市と料金体系に違いがありますので、平成27年度を目途に再編して いきます。
支	払	変更ありません。

●その他

- 受益者負担金・分担金の督促手数料は100円になります。
- 上下水道工事店に関して、申込みに関する手数料及び手続きについては、変更となるものがありますので、詳しくは次の問い合わせ先までお問い合わせください。
- 農業集落排水施設使用料・受益者分担金は、下水道使用料・受益者負担金の取扱いと同様です。

問 い 合 わ せ

- 本：水道課（上水道に関すること） ☎25-2100
下水道課（下水道、農業集落排水に関すること）☎20-5711
- 西：北部水道事務所（上水道に関すること） ☎92-0317
※下水道、農業集落排水に関することの窓口はありません
- 役：建設水道課 ☎92-0310